

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成30年9月3日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成30年9月3日(月)
午前10時30分から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室401
- 3 会議に付議した事件
議案第11号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第12号 平成30年9月における選挙人名簿への登録について
議案第13号 平成30年9月における選挙人名簿の調製について
議案第14号 直接請求の法定数の告示について
議案第15号 裁判員候補者予定者名簿の調製について
議案第16号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
- 4 出席委員は次のとおりである。(3名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 高橋 康夫
- 5 欠席委員は次のとおりである。(1名)
委員 伊藤 究
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 菊池 敬 書記長補佐 鷹野 光寿
書記 須藤 博 書記 安部 彩華
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時30分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は3名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、平成30年9月の定時登録に係るものが4件、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定名簿の調製に係るものが2件で、お手元に配布しましたとおりでございます。
それでは、「議案第11号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**須藤書記** 議案第11号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第11号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第11号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第12号 平成30年9月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第12号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成30年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成30年9月1日、登録日は平成30年9月3日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成30年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成12年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第12号 平成30年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第12号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第13号 平成30年9月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第13号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成30年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成30年6月の定時登録者数31,104名から11名減の31,093名となりました。11名減の根拠といたしましては、抹消者数が569名、新規登録者数が446名、新有権者数が112名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第13号 平成30年9月に

おける選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第14号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第14号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第14号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第14号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第15号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第15号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成

16年法律第63号)第21条第1項の規定により、平成31年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から73名を選出するよう通知を受けております。

○本多委員長 (名簿を回覧後)ただ今、「議案第15号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第15号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第16号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第16号は、検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項の規定により、平成31年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から13名を選出するよう通知を受けております。

○本多委員長 (名簿を回覧後)ただ今、「議案第16号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○須藤書記 次回の選挙管理委員会は10月15日(月)を予定しています。詳細については後日通知させていただきますが、東海村坏土地改良区総代総選挙及び茨城県議会議員の一般選挙に関する議案を付議する予定ですので、よろしく願いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時